

令和 年 月 日

荷主企業 代表者 殿
(企業名に変更可能)

公益社団法人 熊本県トラック協会
会 長 住 永 豊 武

〇 〇 会 社 〇 〇 運 送
代表取締役社長 〇〇 〇〇

トラック運送業界の窮状について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、荷主企業の皆様のご協力を賜りながら、国民生活と経済・産業活動を支える公共的な物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しているところでございます。

ご存じのとおり、トラック運送業界は、平成2年の規制緩和以降、事業者の急激な増加に伴う過当競争により、他産業と比べ、トラックドライバーの労働環境は、長時間労働及び低賃金という非常に厳しいものであります。

そのような状況の中、当業界は、物流サービスの担い手であるドライバーが、人口減少、高齢化に伴い、若年労働者不足が顕在化し、更には燃料価格高騰や安全及び環境対策による輸送コストの拡大等の課題に直面しており、生活（くらし）と経済のライフラインとして安定した安心・安全な輸送サービスの提供が継続できなくなる状況が強く懸念されています。

このような現状を踏まえ、国土交通省では、ドライバー不足による重要な社会インフラである物流が滞らないため、ドライバーの労働条件を改善する措置として、昨年12月に、貨物自動車運送事業法の一部を改正されました。

改正では、「規制の適正化」、「トラック運送事業者が遵守すべき事項の明確化」、「荷主対策の深度化」、「標準的な運賃の告示制度の導入」など、4項目が順次、施行されており、これからも、荷主企業様と共に繁栄してするために、貨物自動車運送事業法で改正された「荷主企業様の配慮義務」や「標準的な運賃の告示制度の導入」など、荷主企業様に正しくご理解していただく重要な項目がございます。また、当業界としては、人手不足問題解決のため、若年労働者の方々から、魅力ある業界となるため、トラック運送業界の労働環境改善が急務となっております。

私共が、今後も安全輸送を第一義に、法令を遵守し、公共的な輸送機関としての役割を果たすには、これらの状況を踏まえた荷主企業様のご理解とご支援・ご協力が何より重要であると考えております。

つきましては、諸事ご多用な折り誠にご無理を申し上げますこととなりますが、荷主企業様におかれましては、私共トラック運送事業者の窮状への正しいご理解をいただき、適正な輸送力の確保が維持できますようご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹白